



暮らしの判例



国民生活センター 消費者判例情報評価委員会

消費者問題を考えるうえで参考になる判例を解説します

社債を発行して勧誘・販売した会社の取締役らの損害賠償責任を認めた事例

本件は、会社の発行した社債の販売が組織的詐欺の一環として行われたとして、多数の被害者が、社債の勧誘や資金の移転等に関与した幅広い関係者に対して損害賠償請求をした事案である。本判決は、会社の取締役、実質的代表者、関連会社に対しては共同不法行為責任(民法719条)を認め、名目的代表取締役、関連会社の代表取締役らに対しては任務懈怠による損害賠償責任(会社法429条1項)を認め、勧誘担当者に対しては勧誘した顧客に対して共同不法行為責任(民法719条)を認め、各原告について、社債購入費に弁護士費用を加えた額の損害賠償請求を認容した。

(名古屋地方裁判所平成29年12月27日判決、『金融・商事判例』1539号16ページ)

原告：X(消費者)82名
被告：Y1～Y11
関係者A：Y1が買収し社債での資金集めを始めた会社
B：Y1が設立しAの営業を引き継いだ会社
C：Y1が設立しBの営業を引き継いだ会社

事案の概要

1 当事者の関係

Y1は、2007年4月頃から、Aにおいて「ファンドP」という名称で消費者から資金を集める事業を始めた。そのしくみは、年10%以上の配当を謳って電話勧誘を行い、社債を販売するというものである。その際、金融商品取引法(以下、金商法)の規制を免れようとした。金商法は、社債の発行・募集について、勧誘対象者が49人以下であれば、少数人数私募として金商法上の届出義務や目論見書の交付などの開示義務を負わないこととしている。そこでY1は、1回の社債の発行について、募集人数を49人以下で募集金額を4億9000万円以下として、これを超える場合は、別の社債を発行する形式にして少数人数私募ということにして、実際には不特定多数の消費者に対して電話による勧誘を行った。

しかし、監督官庁から、名称に「ファンド」を

用いることが問題視され、行政指導があり、この方法での資金集めは困難になった(社債とファンドへの出資は別のものであり、ファンドへの出資であれば金商法上の集団投資スキームに該当するので、第2種金融商品取引業の登録が必要となる)。

そこでY1は、今度は同年12月にBを設立し、同様の手法で社債を勧誘し資金を集めた。しかし、その後、Y1に詐欺疑惑の風評が流れたことから、Y1はさらに2009年11月にCを設立し、同種の営業を行った。

この事案は、被告らや関係者が多いので、まとめておく。

まず、Y1が中心人物である。Y2は、Y1の妻であり、飲食店の運営等の事業をするY3(株式会社)の代表取締役である。このY3は実質的にはY1の支配下にあり、Y1の支配する会社の資金移動等に使われた。

Y4はBとCの代表取締役、Y5はBの取締役

でCの営業部長、Y6はCの総務部長、Y7はCの名目的代表取締役、Y8～Y11は社債の勧誘担当者である。

Xらは、いずれもBまたはCの担当者から勧誘されて社債を購入した者(購入した者の相続人を含む)であり、2013年から2014年にかけて順次Yらに損害賠償請求を提起した。合計5件の事件が併合されて原告数が82名に及んだ。

2 事案の概要

BやCは、営業員が電話等によって、「毎月分配型社債で、元本確保型です。元本割れをすることはありません」「会社が潰れた場合には、会社が持っているクレジット債権等を現金化して元本を返還できます」等の勧誘をして、自社の社債を販売していた。

B、Cの営業に対し、金商法違反(無届けの私募債募集)の疑いにより、2011年11月に監督官庁の調査が入った。そして、2012年7月、出資法違反で警察により強制捜査となった。これらにより本件社債の解約の申し出が加速し、2012年4月末の社債償還等の支払いが困難となり、2013年6月にはCが、同年8月にはBが、それぞれ破産手続き開始決定を受けた。そして、刑事事件の関係では、Y1、Y4、Y5、Y6が出資法違反で有罪判決を受けている。Y1らによる社債の販売名目で集めた資金は、延べ約1,000人から総額約100億円程度とされている。

以上のような事実関係の事案であり、本件裁判の争点は多岐にわたる。本判決では合計22の争点に整理されている。ここでは、そのうち主な争点について判決理由を紹介する。

理由

1 本件社債の勧誘販売の違法性

B、Cは社債の元本の償還や高利配当を見込むことができるような事業を当初から営んでおらず、Y1は早晚社債権者への配当や償還がで

きなくなるであろうことを知りながら社債を販売し続けたもので、本件社債の販売は詐欺行為である。勧誘も、社債の元本欠損のリスクを殊更に過小視し安全確実な金融商品であるとの説明を行っており、詐欺的要素をはらむ違法な勧誘であった。

2 Y1の責任

Y1は、本件詐欺行為を中心的に行っていたものであり、Xらに対し、他の不法行為者との共同不法行為責任を負う。

3 Y2、Y3の責任

Y3は、Cが社債の出資金として集めた金銭をY1や第三者に移転させるための目的で利用されていたほか、Y3の投資先や経営が社債の安全性や収益性を誤信させるための手段ともされていたのであるから、違法な営業活動に積極的に加担していたと見なすことができる。したがって、共同不法行為責任(民法719条1項)を負い、少なくとも^{ほうじよ}幫助責任(同条2項)を負う。

Y2は、Y3の代表取締役として何らの職務を行わず漫然とY1に経営を一任しており、注意義務違反の度合いは著しく、取締役としての任務懈怠に関して少なくとも重大な過失があるので、会社法429条1項の責任を負う。

4 Y4、Y5、Y6の責任

Y4はY1に次ぐ地位にあり営業活動全体を統括していた者、Y5はBにおいては取締役兼部長職にあり、またCにおいては営業統括部長として社債の営業部門を統括する立場にあった者、Y6はCの事業資金名目で集めた資金を移転させるという詐欺行為に不可欠の行為を行っていた者であり、いずれもY1らと共同して故意または過失によって違法な販売をしたもので、共同不法行為責任を負う。



5 Y7の責任

Y7はCの名目的な代表取締役であり、代表取締役として何らの職務も行わず漫然として経営を一任しており注意義務違反の程度は著しく、任務懈怠につき少なくとも重大な過失がある。よって会社法429条1項により在任中の損害につき責任を負う(その余りの期間の損害については責任を負わない)。

6 Y8～Y11の責任

Y8～Y11は、本件社債の勧誘者として、勧誘した顧客の損害につき賠償責任を負う。



解説

1 社債の勧誘販売と説明義務

社債は、投資金額が償還され、支払われる利息も確定しているという金融商品である。しかし、その支払いが約定どおり実行されるかどうかは発行企業の信用に依存している。このリスクが、信用リスクである。信用リスクは、株価や為替の変動のような市場リスクと違って、消費者には認識しにくい。そのため、発行企業の破たん等のリスクが高い場合にも、「投資元本が償還され、金利も確定している商品」という安全性の高い商品というイメージがあるため、安全性について誤解しやすい。

信用リスクについては、金融商品販売法(以下、金販法。なお、2020年改正で名称が「金融サービスの提供に関する法律」に改正されている)3条1項3号が説明義務を定めており、説明すべき重要事項として、次の3点を挙げている。①元本欠損が生ずるおそれがあること ②その原因となる信用リスクの対象となる者(社債の場合には社債を発行する会社) ③金融商品の取引のしくみの重要な部分。

社債の信用リスクについての説明義務の有無については、金販法施行前から争点となっていた。同法施行前の事案で、民法の信義則上の説

明義務違反であるとして集団的な裁判となったものとして、マイカル債の勧誘販売についての裁判例がある。3つの高裁判決で、いずれも顧客の請求を棄却した一審判決を変更し、損害賠償請求を一部認容している(参考判例①～③)。金販法によって、信用リスクの説明義務がいっそう明確にされたといえる。

2 詐欺的商法による事案の場合

本件は、社債の勧誘・販売が組織的詐欺行為であるとして、関与した者の損害賠償責任を認めた事案なので、違法性は単なる信用リスクの説明義務違反の問題ではなく、それ以上に強い違法性がある。しかし、本判決も、詐欺的要素をはらむ違法な勧誘であったことの根拠として、社債の元本欠損のリスクを殊更に過小評価し安全確実な金融商品であるとの説明を行っていることを認定しており、説明義務違反も違法の根拠に挙げている。

他方、被害者側からすると、本件のような詐欺的商法の場合であっても、社債の金利の支払いがなされているうちは、被害にあっているという認識を持ちにくい。さらに、金利の支払いが遅れた場合でも、被害者側には社債の発行企業の財務状況等の情報が乏しいため、会社側の弁解を信用しがちであるし、そもそも社債の償還時期以前に投資金の損害賠償請求ができるのかという点についても分かりにくい。これに対して、例えば未公開株商法の場合には、上場されるとか値上がりするなどの勧誘であったがその事実はない等、だまされたという認識を持ちやすいという違いがある。

本件事案の場合は、財務局の調査や出資法違反の強制捜査が先行し、破産手続き開始決定がなされるなど、一連の手続きが行われたという特徴がある。そのため、損害賠償請求訴訟の段階で、事業の実態がそもそもなかった等の詐欺的商法の具体的手口が解明されていたため、それらを活用して主張・立証することができた。

3 社債と出資法

本判決では出資の受け入れ、^{およ}預り金及び金利等の取締りに関する法律(以下、出資法)違反には言及していない。しかし、後述のとおり、刑事事件の判決では出資法違反が認定されている。これは、社債名目の勧誘・販売事案について、出資法2条1項の「預り金」に該当するとしたもので、社債事案の被害救済を検討するうえで参考になる重要な裁判例である。

出資法2条1項は「預り金」を禁止しているところ、同条2項の「預り金」の定義では「社債、借入金その他いかなる名義をもつてするかを問わず、預金、貯金^{また}又は定期積金の受入れと同様の経済的性質を有するもの」と規定されている。したがって、むろん、社債名目でも預り金に該当することはあり得る。しかし、他の法律で認められている場合は適法であり、現在では会社法により社債を発行することは広く認められている。そこで、適法な社債と出資法で罰則により禁止している「社債名目の預り金」との区別が重要な問題になる。出資法は、1954年に制定された。その後、消費者保護の法整備が行われてきたが、元本保証の勧誘事案について重要な役割を担っていることに変わりはない。最近でも、ケフィアやジャパンライフの事案で関係者が出資法違反で起訴されているように、実務上活用されている。

本件事案の刑事判決をみると、**参考判例④**は本件事案のY1とY4に対する、**参考判例⑤**はY5とY6に対する出資法違反の刑事事件判決である。いずれも簡潔なもので、預り金と認定した理由について具体的な言及はされていない。

そこで検討すると、本判決では、事業の実態がなく破たん必至の構造であったこと、勧誘に際しては「元本保証」という言葉は使用していないが「元本確保」という言葉を使い、会社が倒産した場合には会社が保有しているクレジット債権等を現金化して元本を返還できると説明していたことなどの事実を認定している。**参考判例**

①および②は、こうした事実関係の下では社債名目であっても出資法の「預り金」に該当すると判断したと考えられる。

4 名目的取締役の責任

本件は詐欺的商法の手口が解明された事案なので、関与した会社やその役員、勧誘した関係者らの損害賠償責任が幅広く認められている。

Yらの責任については、共同不法行為責任を認めたものと、会社法429条1項の責任を認めたものの2つの類型がある。

後者は、会社の役員の任務懈怠による第三者への損害賠償責任である。役員の責任を追及する場合には、共同不法行為と並んで活用されている。その場合、名前を貸しただけで実際には経営に関与していないという、いわゆる名目的取締役の責任が争点となる場合がある。実際、名目的な取締役であって経営にまったく関与していないなどと弁解される事案も多く、本件でもそうである。最近の裁判例の傾向としては、名目的取締役であっても、責任を免れないとする裁判例が多くなっているといえる。しかし、他方、名目的取締役について、重過失があるとはいえないとか損害との因果関係が認められないなどとして責任を否定する裁判例もあるので、名目的取締役であっても責任があると一概には言い切れないので留意する必要がある。

参考判例

- ① 大阪高裁平成20年11月20日判決(『判例時報』2041号50ページ)
- ② 東京高裁平成21年4月16日判決(『判例時報』2078号25ページ)
- ③ 名古屋高裁平成21年5月28日判決(『判例時報』2073号42ページ)
- ④ 名古屋地裁平成26年6月3日判決(LEX/DB)
- ⑤ 名古屋地裁平成26年12月12日判決(未登載)